

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
使用施設
平成29年度第1回保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 實施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容

- (1) 基本検査項目
- (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 検査結果
- (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

自 平成29年 5月16日（火）

至 平成29年 5月18日（木）

（詳細日程は別添1参照）

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 栗崎 博

原子力保安検査官 杉山 久弥

原子力保安検査官 大高 正廣

安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付

原子力保安検査官 塩川 尚美

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

①保安検査における指摘事項の対応状況

②マネジメントレビューの実施状況

③汚染事象に対する是正処置の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保安検査における指摘事項の対応状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「汚染事象に対する是正処置の実施状況」を検査項目として、資料確認、聴取及び現場確認により検査を実施した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

なお、「保安検査における指摘事項の対応状況」で、事業者が実施しているセル等における核燃料物質の管理に係る対応については、是正処置が引き続き実施されることから、今後も保安検査等において確認することとする。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

保安検査日程

| 月 日 | 5月16日(火) | 5月17日(水) | 5月18日(木) |
|-----|--|---|--|
| 午 前 | <p>●初回会議</p> <p>○保安検査における指摘事項の対応状況</p> | <p>●検査前会議</p> <p>○汚染事象に対する是正処置の実施状況</p> | <p>●検査前会議</p> <p>○マネジメントレビューの実施状況</p> |
| 午 後 | <p>○保安検査における指摘事項の対応状況</p> | <p>○汚染事象に対する是正処置の実施状況（現場検査含む）</p> | <p>○マネジメントレビューの実施状況</p> |
| | <p>●チーム会議</p> <p>●まとめ会議</p> | <p>●チーム会議</p> <p>●まとめ会議</p> | <p>●チーム会議</p> <p>●まとめ会議</p> <p>●最終会議</p> |

注) ○ : 検査項目 ● : 会議/記録確認/巡視等

(別添2)

個別検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成29年5月16日

2. 検査項目

保安検査における指摘事項の対応状況

3. 対象となった保安規定の条文

第I編 共通編（総則及び放射線管理）

第2章 組織及び職務

第5条 職務

第3章 品質保証

第12条 品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施

第13条 保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善

第15条 不適合管理

第15条の2 是正処置

第16条 予防処置

第17条の3 品質保証に関する教育

第II編 環境技術開発センターの管理

第1章 通則

第1条 使用上の留意事項

第2章 使用等の管理

第3条 使用計画

第4条 使用の制限

第7条 取扱制限量等の表示

第8条 貯蔵の制限

第III編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理

第1章 通則

第1条 使用上の留意事項

第2章 使用等の管理

第4条 使用計画

第5条 使用の制限

第5条の2 プルトニウム燃料第三開発室に係る使用の制限

第7条 臨界管理ユニットに係る制限量等の表示

第8条 貯蔵の制限等

4. 検査結果

平成28年度第3回保安検査で確認された、保安規定違反（監視）に関する事業者は正処置状況の確認及び同保安検査で原子力規制庁が指摘し、事業者が実施している対策事項の実施状況を検査した。

検査においては、事業者が行う不適合管理等の活動状況を通して、当該対策事項が保安活動として組織的に管理しながら実施されているかについて、前回の保安検査以降の実施状況を関係者への聴取、会議体の議事録等の記録を基に確認した。

その結果、以下の具体的な事項を確認した。

（1）核燃料物質の取扱量に係る表示について

- ・核燃料物質の取扱量に係る不十分な表示（表示すべき内容が表示されていなかった。）が確認された、プルトニウム燃料技術開発センターにあるグローブボックス等を所管する6課（燃料技術開発課、核種移行研究グループ、核物質管理課、試験第1課、廃止措置技術開発課、品質管理課）の課長は、本件を不適合管理の是正処置として実施していること。
- ・プルトニウム燃料技術開発センター品質保証課長は、今回の事案がプルトニウム燃料技術開発センター内6課に亘るものであることから、核燃料物質の取扱量に係る表示すべき内容の明確化及び確認方法について、安全主任者・衛生管理者部会や不適合管理検討部会の審議結果を踏まえ、表示内容の明確化及び確認方法をセンター共通文書に定めること。
- ・センター共通文書に定めるにあたり、プルトニウム燃料技術開発センター品質保証課長は、センター共通文書であるプルトニウム燃料技術開発センター安全作業基準書「A-7 核燃料管理者の所掌設備等」、「B-5 グローブボックス等の作業」の改正案を策定し、当該作業基準書はプルトニウム取扱基本動作等検討委員会の審議を踏まえ、平成29年3月8日にプルトニウム燃料技術開発センター長が承認したこと。
- ・プルトニウム燃料技術開発センターにあるグローブボックス等を

所管する6課（燃料技術開発課、核種移行研究グループ、核物質管理課、試験第1課、廃止措置技術開発課、品質管理課）の課長は、プルトニウム燃料技術開発センター安全作業基準書に核燃料物質の取扱量に係る表示内容及び確認方法を定めたこと、当該作業基準書の改正を教育により周知したことを含む是正処置報告書を策定し、当該報告書は不適合管理検討部会の審議を踏まえ平成29年4月25日に所長が承認していること。

- ・プルトニウム燃料技術開発センター各課長は安全作業基準書「A-7 核燃料管理者の所掌設備等」で定める、核燃料物質の取扱量に係る表示の定期的な確認（半期毎の確認）を平成29年3月10日から4月11日の間で実施し、保安規定に基づく標識・表示に問題がないことを確認していること。

（2）セル等における核燃料物質の管理について

①環境技術開発センターの対応状況

- ・環境技術開発センター福島技術開発試験部研究開発第1課長及び基礎技術研究開発部核種移行研究グループ長は、高レベル放射性物質研究施設（以下「CPF施設」という。）で確認された、不適切に保管されていた核燃料物質について、不適合管理を行い是正処置を実施していること。
- ・核種移行研究グループ長は、所内審議及び承認された是正処置計画書に基づき、CPF施設B系列にある使用を終了した液体状の核燃料物質を平成29年3月15日から22日にかけて高レベル廃液貯槽へ廃棄を完了したこと。また、固体状の核燃料物質については、平成29年4月14日にCPF施設A系列セルのピン貯蔵ピットに貯蔵したこと。
- ・研究開発第1課長は、当初のは正処置計画書では、液体状の核燃料物質は化学的処理をし、平成30年3月処置完了予定としていたが、平成29年3月9日の原子力規制庁との面談結果を踏まえ、処置期間を短縮するための合理的な方法を検討し、是正処置計画を見直すこと。
- ・研究開発第1課長は、液体状の核燃料物質の貯蔵場所についてC

P F 施設 A 系列セル内の一部を貯蔵施設（セル内貯蔵エリア）に変更し、核燃料物質の管理状態の適正化を図るための使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請を行い、保安規定の認可後 1 ヶ月を完了予定とした。また、是正処置計画書を改訂し、当該計画書は不適合管理検討部会の審議を経て、所長は核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会に諮問し、品質保証委員会の答申結果を踏まえ、平成 29 年 3 月 17 日に所長が承認していること。

- ・ 保安検査時点においては、改訂した是正処置計画に基づき、許認可申請手続きを含めて核燃料物質の廃棄や貯蔵に係る処置を実施中であること。また、使用変更許可申請に関しては、研究開発第 1 課長は C P F 施設 A 系列セルの一部を貯蔵施設に変更する核燃料物質の使用変更許可申請案を作成し、当該申請書案は環境技術開発センター安全専門委員会の審議及び核燃料サイクル工学研究所安全専門部会の答申結果を踏まえた内容として平成 29 年 5 月 9 日に所長承認され、平成 29 年 6 月中に申請手続きをする予定であること。

② プルトニウム燃料技術開発センターの対応状況

- ・ プルトニウム燃料技術開発センターの技術部燃料技術開発課長及び廃止措置技術開発課長は、プルトニウム燃料第 1 開発室及びプルトニウム燃料第 2 開発室で確認された不適切に保管されていた核燃料物質について、不適合管理を行い、是正処置を実施していること。
- ・ 燃料技術部燃料技術開発課長及び廃止措置技術開発課長は、プルトニウム燃料第 1 開発室及びプルトニウム燃料第 2 開発室の不適切に保管されていた核燃料物質の対応について、期間短縮等の合理的な方法について平成 29 年 3 月 30 日の原子力規制庁との面談を踏まえて再検討し、是正処置計画書の見直しを実施したこと。
- ・ 燃料技術部燃料技術開発課長は、当初の是正処置計画について、既存のグローブボックスを貯蔵設備に変更する、使用変更許可申請を行う計画を取りやめ、安全性及び技術的な確認を実施し、点検頻度を上げた上で、既存貯蔵庫に収納する処置に変更したこと。

- ・上記変更に伴い、処置完了予定日を平成29年10月に短縮するとした是正処置計画書に改訂し、当該計画書は不適合管理検討部会の審議を経て、プルトニウム燃料技術開発センター長が承認したこと。また、所長は同計画を核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会に諮問し、品質保証委員会の答申結果を踏まえ、平成29年5月1日に承認したこと。
- ・廃止措置技術開発課長は、不適切に保管されていた核燃料物質（粉体）の処理について、当初の計画ではペレット化し、それらを全て封入棒化させて、貯蔵庫に貯蔵するとしていたが、一部の核燃料物質について、ペレット化が終了した時点で金属容器に入れ、貯蔵庫に貯蔵することで処置期間が短縮出来るとし、平成29年8月から平成29年6月に処理完了予定とする是正処置計画書を改訂したこと。また、同計画について不適合管理検討部会の審議を経て、プルトニウム燃料技術開発センター長が承認し、所長は核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会に諮問し、品質保証委員会の答申結果を踏まえ平成29年3月17日に所長が承認したこと。
- ・燃料技術部燃料技術開発課長及び廃止措置技術開発課長は不適切な核燃料物質の処置について改訂された是正処置計画書に基づき、計画より遅れることなく処置を実施していること。
- ・保安管理部長は、平成28年第4回保安検査以降、核燃料物質の使用・貯蔵・廃棄に係る対応状況について、対応した個数について、日々、不適切に保管されていた核燃料物質の処置結果を環境技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターから入手し、安全核セキュリティ統括部に報告していること。また、保安管理部長は月1回所長に環境技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターの進捗状況を報告していること。
- ・セル等における核燃料物質の管理について、各センターは、核燃料物質の試験終了後の取扱いに関する明確化を図り、貯蔵施設へ貯蔵するまでの是正処置内容を明記した保安規定変更認可申請を現在申請中であること。

(3) 安全・核セキュリティ統括部の役割・機能について

- ・安全・核セキュリティ統括部は、不適合事象や保安検査における指摘事項等の水平展開の主旨を把握し、各拠点に正確に伝え、具体的な指示を行うなど、自らが主体的に活動を実施するとして、水平展開実施要領を改正し、平成28年12月28日付けで施行していること。
- ・平成28年度第4四半期の日本原子力研究開発機構の保安活動として、平成28年12月度に確認された日本原子力研究開発機構大洗工学研究所「照射燃料試験施設室エアスニファの流量低下」事象について、安全・核セキュリティ統括部は同様の流量低下事象が無いかの調査の実施と同一事象の有無の回答要求をしていること。
- ・直近では、平成29年2月28日に発生した東海再処理施設の周辺監視区域外の環境中の空気浮遊じんを連続採取している装置のろ紙セットにおける不適合事象について、安全・核セキュリティ統括部は各拠点に対し、浮遊じん採取装置（フォルダー）のろ紙セット状況の確認指示と同一事象の有無の回答要求をしていること。

(4) 結論

以上のことから、保安検査における指摘事項等の対応状況については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。なお、平成28年度第3回保安検査で指摘し、事業者が実施しているセル等における核燃料物質の管理については、是正処置実施中であることから、今後の保安検査等において引き続き確認することとする。

5. その他

なし

個 別 検 査 結 果 (2 / 3)

1. 検査実施日

平成 29 年 5 月 18 日

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）

第 1 章 総則

第 2 条 適用範囲

第 2 章 組織及び職務

第 4 条 組織

第 5 条 職務

第 9 条の 2 中央安全審査・品質保証委員会

第 9 条の 3 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会

第 10 条 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会

第 11 条 センター安全専門委員会

第 3 章 品質保証

第 12 条 品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施

第 13 条 保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善

第 14 条 内部監査

第 15 条 不適合管理

第 15 条の 2 是正処置

第 16 条 予防処置

第 17 条 品質保証計画の継続的な改善

第 17 条の 2 文書及び記録の管理

第 17 条の 3 品質保証に関する教育

4. 検査結果

核燃料サイクル工学研究所使用施設のトップマネジメントが平成 29 年 4 月 1 日に所長から理事長に変更になったことから、平成 28 年度の課題を踏まえた形で、平成 29 年度の保安活動に反映されているか検査した。

検査に当たっては、平成28年度の品質方針に基づき、平成28年度の保安活動に係る実績評価が実施され、抽出された改善点や課題が洗い出されて、所長のマネジメントレビューにインプットされているか、また、所長から理事長へのマネジメントレビューのアウトプットに対し、平成29年度の品質方針及び品質保証計画を見直し、品質目標等が策定されているかを関係者への聴取、会議体の議事録等の記録をもとに確認した。

その結果、以下の具体的な事項を確認した。

(1) 平成28年度の所長レビュー等の実施状況

- ・ 所長は、平成28年度マネジメントレビュー活動として核燃料サイクル工学研究所使用施設の品質保証計画書に基づき、マネジメントシステムの適切性及び有効性の評価を行うため、各部・センターのインプット情報について、平成29年2月22日に所長レビューを実施していること。
- ・ 平成28年度核燃料サイクル工学研究所の品質方針に基づき、設定された品質目標に対する各部の達成状況を含め、核燃料サイクル工学研究所使用施設の品質保証活動の責任者である品質保証管理責任者（副所長）がインプット情報をとりまとめていること。
- ・ インプット情報には、使用を休止した設備の計画的な撤去や特別な管理の必要性、平成28年度の保安検査で確認された違反（監視）や高経年化設備の管理、不適切に保管されていた核燃料物質の管理等がインプット情報に含まれていること。
- ・ 平成28年度核燃料サイクル工学研究所使用施設のマネジメントレビューアウトプットでは、使用を休止し、維持管理中パルスコラム装置（ウラン及びプルトニウム抽出性能評価装置）への対応について、予算獲得を含め、関係箇所と協力し、実行可能な計画を適切に対応すること。また、保安検査での違反（監視）に関する改善事項及び、指摘事項に対する対応計画を確実に実施することや前年度からの継続案件をアウトプットしていること。
- ・ 所長は安全・核セキュリティ統括部長の指示を受け、核燃料サイクル工学研究所使用施設のマネジメントレビュー結果を安全・核

セキュリティ統括部長に平成29年3月13日に報告していること。

- ・安全・核セキュリティ統括部長は平成29年3月16日の理事長レビューにて、平成28年度核燃料サイクル工学研究所使用施設のマネジメントレビュー結果の報告及び核燃料サイクル工学研究所を含めた日本原子力研究開発機構内の高経年化に対する取組状況について、高経年化設備の対応状況を数値評価した情報をインプットしていること。

(2) 平成29年度のトップマネジメントの変更について

- ・保安管理部長は、日本原子力開発機構における使用施設等の保安に係る品質保証活動の強化のための、トップマネジメントを所長から理事長とする品質保証体制の見直しに関する核燃料物質使用施設保安規定の変更（平成29年4月1日施行）に伴い、改正案を作成していること。
- ・同改正案について、所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会（以下「安全専門委員会」という。）に諮問し、同委員会の平成28年8月25日の審議結果を踏まえた答申を受けて、同日に承認し、平成28年9月8日付で原子力規制委員会へ保安規定変更認可申請書を提出していること。
- ・原子力規制庁における審査での指摘を踏まえた補正案について、平成28年11月25日に安全専門委員会への報告し、同日所長承認を受け平成29年1月18日に保安規定変更認可申請の補正書を提出していること。
- ・安全・核セキュリティ統括部長は平成29年3月24日の保安規定変更認可を受けて、核燃料物質使用施設の品質保証計画書を役員の合議、理事長の決裁を受け、平成29年4月1日制定していること。また、マネジメントレビュー実施要領の一部改正についても、同様に関係者の合議及び理事長の決裁を受け、平成29年4月11日改定していること。
- ・保安管理部施設安全課長は、核燃料物質使用施設保安規定の変更

に伴い、核燃料サイクル工学研究所の二次文書である「文書・記録管理要領書」、「品質目標管理要領書」等の文書を改訂し、品質保証部会の審議結果を踏まえ、所長が承認し、平成29年4月1日に施行したこと。

(3) 平成29年度の品質目標の設定について

- ・保安管理部長は、平成28年度核燃料サイクル工学研究所使用施設のマネジメントレビューのアウトプットや当該年度で改善すべき事項を目標とする「平成28年度の保安活動の総括及び平成29年度の保安活動の展開について」を策定し、所長は品質保証委員会の審議結果を踏まえ平成29年3月31日に承認していること。
- ・平成28年度の核燃料サイクル工学研究所使用施設の目標である高経年化に対する活動については、平成29年度の保安活動の展開として、品質目標には設定していないものの、保安管理部からの依頼・指示事項により、各部・センターの業務の中で展開が図られ、適宜状況を確認し、必要に応じて品質保証委員会に報告し、審議することとしていること。
- ・所長は、平成29年度の理事長の原子力安全に係る品質方針及び「平成28年度の保安活動の総括及び平成29年度の保安活動の展開」を踏まえ、核燃料サイクル工学研究所の品質目標を品質目標管理要領書に基づき、平成29年4月3日に策定していること。
- ・核燃料サイクル工学研究所使用施設の平成29年度品質目標を踏まえ、各部・センターの目標を設定していること。設定内容として、保安上のリスクを低減するための改善等の活動が各部・センターの目標に設定されていること。また、維持管理中の設備の計画的な対応については、環境技術開発センターの目標に設定され、パルスコラム装置の維持管理に関する実行可能な計画を6月末までに策定することとしていること。

(4) 結論

以上のことから、マネジメントレビューの実施状況について、保安規定に基づき、管理すべき事項を定め、保安活動が行われていること

を確認し、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

5. その他
なし

個 別 検 査 結 果 (3 / 3)

1. 検査実施日

平成 29 年 5 月 17 日

2. 検査項目

汚染事象に対する是正処置の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）

第 2 章 組織及び職務

第 5 条 職務

第 9 条の 2 中央安全審査・品質保証委員会

第 9 条の 3 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会

第 10 条 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会

第 11 条 センター安全専門委員会

第 3 章 品質保証

第 13 条 保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善

第 15 条 不適合管理

第 15 条の 2 是正処置

第 16 条 予防処置

第 5 章 放射線管理

第 22 条 立入制限区域

第 28 条 作業に伴う放射線管理

第 6 章 放射線測定

第 30 条 外部放射線に係る線量率等の測定

第 31 条 床、壁等の除染

第 II 編 環境技術開発センターの管理

第 3 章 施設の管理

第 14 条 セル、グローブボックス等の点検

第 15 条 セル、グローブボックス等の管理

第 20 条 施設の定期的な自主検査

第 21 条 保守

第 5 章 異常時の措置

第 40 条 異常時の措置

第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理

第3章 施設の管理

第11条 セル、グローブボックス等の点検

第12条 セル、グローブボックス等の管理

第19条 施設の定期的な自主検査

第20条 保守

第5章 異常時の措置

第29条 異常時の措置

4. 検査結果

平成28年度は、核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設で、グローブボックスのグローブ交換に伴う床面汚染やグローブボックス缶体表面等の汚染事象が発生した。このことを踏まえ、汚染事象に対する事業者の初動対応及び応急処置や過去の汚染事象を踏まえた不適合管理が適切に行われているかを検査した。

検査は、平成29年3月22日に発生したグローブボックスのグローブ交換時に発生した汚染事象及び平成29年4月19日に発生した汚染事象に係る事業者の活動に対して、関係者への聴取、会議体の議事録等の記録をもとに確認した。

その結果、以下の事項を確認した。

(1) 汚染事象発生から応急処置実施に係る初動対応の状況

- ・ 平成29年3月22日、プルトニウム燃料第一開発室（以下「P-1」という。）セラミック室でグローブボックスのグローブ交換作業していた作業員の靴底及び床面に多数のスポット汚染が点在した汚染事象が発生。これに対し、プルトニウム燃料技術開発センター燃料技術開発課長は同センター基本動作マニュアルⅡ-1「汚染発生時の対応手順」に基づき応急処置・対応等を実施していること。
- ・ 汚染事象の初動対応について燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料技術開発センター事故対策手順に基づき、応急処置対応指示書を起案し、核燃料取扱主任者等の同意を経て、センター長が承認し、平成29年3月23日、24日及び27日から29日にかけて室内全域の汚染検査・除染及び原因調査を実施したこと。

- ・汚染原因箇所の特定について、使用施設放射線管理基準に基づき、燃料技術開発課長は特殊放射線作業計画書を策定し、関係部門の同意を経て、燃料技術部長が平成29年3月29日に承認していること。また、燃料技術開発課長は承認された作業計画書に基づき平成29年3月30日から31日にかけて作業を実施していること。
- ・CPF施設で平成29年4月19日に発生した実験室Cでのグローブボックス作業前点検時の汚染検出事象について、環境技術開発センター福島技術開発試験部研究開発第1課長はCPF汚染発生時の処置マニュアルに基づき、応急処置等の初動対応を実施していること。

(2) 汚染事象の不適合管理の実施状況

- ・平成29年3月22日のPu-1の汚染事象について、燃料技術開発課長は不適合管理報告書を策定し、プルトニウム燃料技術開発センター不適合管理検討部会の審議を経て、平成29年3月28日に同センター長が承認していること。
- ・Pu-1の汚染事象について、燃料技術開発課長はグローブ交換作業中の廃棄物の受け渡しや汚染拡大防止に係る養生範囲の課題について、基本動作マニュアルに反映するとした再発防止策として是正処置計画書を策定し、不適合管理検討部会の審議を経て、平成29年4月21日にセンター長が承認していること。
- ・CPF施設で平成29年4月19日に発生した汚染検出事象についても、同様に環境技術開発センターの不適合管理検討部会にて、不適合内容及び処置結果が審議され、審議結果を踏まえセンター長が承認していること。

(3) 汚染事象に関する予防処置の実施状況

- ・プルトニウム燃料技術開発センターでは、汚染リスクの比較的高いグローブ交換作業、バックイン・バックアウト作業、ビニールバック交換作業等について、基本動作マニュアルを策定し、運用していること。これらの基本動作マニュアルは過去の汚染事象の

結果から、設備、方法、手順の見直しを実施していること。

- ・環境技術開発センターでもプルトニウム燃料技術開発センターと同様に、グローブボックス等取扱いマニュアルに作業要領を定めていること。また、プルトニウム燃料技術開発センターでの汚染事象の水平展開として、グローブボックス缶体の汚染検査の追加などの見直しを実施していること。
- ・プルトニウム燃料技術開発センターでは、作業者のグローブ交換に関する技量について、基本動作習熟度評価表等を用い、担当する作業内容について、課長が任命した評価補助者が作業の習熟度を年に1回の頻度で評価を実施し、管理していること。
- ・プルトニウム燃料技術開発センターでは、管理区域内作業時の汚染拡大防止の重要性を認識し、年に一回「サーベイ強化月間」活動を実施し、過去の汚染発生事例を用いた検討会の実施やサーベイメータ取扱訓練を実施していること。

(4) 結論

以上のことから、汚染事象に対する事業者の対応について、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

5. その他

なし